

電波監理審議会（第1119回）議事録

1 日時

令和5年9月22日（金） 15：00～16：37

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
渋谷 闕志彦（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
小倉 佳彦（基幹通信室長）、小川 裕之（移動通信課長）、
入江 晃史（移動通信企画官）、内藤 新一（電波環境課長）、
臼田 昇（認証推進室長）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項	
① 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案（時分割多元 接続方式広帯域デジタルコードレス電話の高度化等に係る制度整備） （諮問第22号）	1
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案（時分割多元接続方式広帯域デ ジタルコードレス電話の高度化等に係る制度整備） （諮問第23号）	1
③ 無線設備規則の一部を改正する省令案（2.4GHz帯小電力データ通 信システムの技術基準の見直し） （諮問第24号）	8
④ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 案（グローバルスターシステムへの対応） （諮問第25号）	14
(3) 報告事項	
① 周波数再編アクションプラン（令和5年度版）（案）	19
② 令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結 果	30
③ 700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画に係る認定申請の受付開始	38
(4) 閉 会	43

開 会

○笹瀬会長 ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の9月期会議は、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題に関しましては、お手元の資料のとおり、諮問事項が4件、報告事項が3件となっております。

それでは、まず総合通信基盤局の職員の方に入室いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の高度化等に係る制度整備）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の高度化等に係る制度整備）

○笹瀬会長 それでは議事を開始いたします。

諮問第22号「電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の高度化等に係る制度整備)」と、諮問第23号「周波数割当計画の一部を変更する告示案（時分割多元接続

方式広帯域デジタルコードレス電話の高度化等に係る制度整備)」につきまして、小川移動通信課長及び中村電波政策課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○小川移動通信課長 それではまず、諮問第22号につきまして、移動通信課の小川から御説明申し上げます。

諮問第22号説明資料を御覧ください。

まず、1の諮問の概要でございます。デジタルコードレス電話の無線局は、1.9GHz帯を使用する免許を要しない無線局として、自営PHS方式、DECT方式及びTD-LTE方式の3方式が周波数を共用して使用しております。このうち、DECT方式及びTD-LTE方式においては需要拡大が続いている状況であり、また、大容量通信の需要もあることから、周波数の増波や広帯域化が求められているところでございます。一方、同一帯域を使用しております公衆PHSが本年3月末にサービスを終了しておりまして、総務省では、1.9GHz帯のさらなる有効利用を図るため、デジタルコードレス電話の高度化に向けた技術的検討を行ってまいりました。

本年5月25日に情報通信審議会からの一部答申を受けたところでございまして、これを踏まえまして、DECT方式及びTD-LTE方式のデジタルコードレス電話の周波数の増波及び広帯域化に向け、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正概要でございます。(1)の電波法施行規則及び(2)の無線設備規則について一部改正を行うものでございます。必要的諮問事項をゴシック体で書いておりますが、4点ございます。この説明については、後ほど概要資料のほうで御説明申し上げます。

続きまして、2ページの3の施行期日でございます。答申をいただいた場合は、速やかに関係省令を改正予定でございます。

4の意見募集結果でございますが、本件の意見公募の手續につきましては、本年7月7日から8月7日までの期間において実施済みでございます。2件の意見が提出されておりますが、本件諮問に係る意見の提出はございませんでした。

続きまして、3ページを御覧ください。まず改正の概要について御説明申し上げます。

1ポツ目は御説明のとおりでございます。

2ポツ目でございますが、D E C T方式につきましては、2010年の導入時の普及予測5,000万台を上回る台数が既に出荷されている状況でございます。2025年頃には導入時想定の倍程度、9,000万台の普及が見込まれており、周波数の増波が望まれているところでございます。

また、T D - L T E方式については、新たにインフラ分野での機械的監視・制御あるいは端末の映像伝送など、大容量通信の利用ニーズに対応するため、広帯域システムの導入が望まれているという状況でございます。

こうした中、公衆P H Sサービスが終了したことから、周波数帯のさらなる有効利用を図るために、周波数の共用条件等、必要な技術的条件について検討を行ったものでございます。

4ページを御覧ください。本件の技術的条件の概要について御説明申し上げます。真ん中に周波数の帯が書いてございますが、このうちの真ん中のオレンジ色の部分がデジタルコードレス電話の無線局が使用している周波数帯でございます。この周波数帯の上下に「公衆P H S」と書いてある部分がございますが、この周波数帯が2023年3月末でサービスを終了しておりまして、この空いた周波数帯につきまして、情報通信審議会の答申をいただきまして、デジタルコードレス電話の周波数の追加等について検討を行ったものでございます。

この周波数帯の2つ下を御覧いただければと思いますけれども、広帯域デジ

タルコードレス電話のうち、D E C T方式につきましては、公衆P H Sの周波数帯の下側、F 7からF 0と書いてございますけれども、赤い点線でくくった「今回追加」と書いてある部分が、今回、周波数の増波を行う部分でございます。

また、その下のデジタルコードレス電話につきましては、公衆P H Sの上側の周波数帯のところ、図で申し上げますと緑色の部分でございますけれども、5 M H zシステムにつきましては周波数帯を新たに追加すること、それから、1 0 M H zシステムにつきましては、従来の5 M H zの周波数帯と合わせまして、1 0 M H zシステムの導入を可能としたものでございます。

5 ページ目を御覧ください。そのほかの制度整備の関係でございますが、上から順に、技術基準適合証明等の未取得機器を用いた実験等の特例制度につきまして、今回追加した周波数帯を追加すること。それから、D E C T方式のデジタルコードレス電話親機の可搬利用の緩和、D E C T方式及びT D - L T E方式のデジタルコードレス電話のキャリアセンスのタイミング条件の緩和、D E C T方式の子機間相互通信で使用する周波数帯域の拡張。最後に、D E C T方式の列車、船舶及び航空機における利用の緩和等について併せて措置することとしております。

6 ページでは、今回の技術的条件について変更部分を赤字で示しているものでございますが、説明を省略させていただきます。

また、7 ページでございますが、今回の省令の改正に伴いまして、省令に基づく告示の改正について、その一覧を示してございますが、こちらのほうも説明を割愛させていただきます。

続きまして、8 ページでございますが、本件に関します意見募集に対して提出された意見とそれに対する総務省の考え方でございます。先ほど御説明申し上げましたように、本件諮問に係る省令案についての意見の提出はございませ

んでした。省令案に基づく告示案についての意見、修正意見が出されておりますが、これについては全て意見のとおり反映するということとしてございます。

続きまして、10ページ以降、参照条文、諮問書、省令案をおつけしてございますが、説明を割愛させていただきます。

諮問第22号については、説明は以上でございます。

○中村電波政策課長 それでは続きまして、電波政策課長の中村でございます。諮問第23号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして御説明させていただきます。

本件でございますが、先ほど説明のありました諮問第22号と同様に、広帯域デジタルコードレス電話の高度化等に関する規定の整備を行うものでございます。

資料の2ページ目、御覧いただければと思います。このページの下段にございますとおり、周波数割当計画のうち、デジタルコードレス電話の周波数を規定する別表8-6を変更いたしまして、今回追加いたしますD E C T方式、それから、T D - L T E方式のチャネルに対応いたします周波数を記載するものでございます。

また、公衆P H Sにつきまして、本年3月末をもってサービスが終了してございますので、この公衆P H Sの周波数を規定した別表8-7については削除することとしてございます。

恐縮ですが、資料の1ページ目、お戻りいただきまして、3 施行期日の部分でございます。もし答申をいただければ、速やかに周波数割当計画を変更したいと考えているところでございます。

また、本件についての意見募集についてでございますが、諮問第22号の省令改正案と同じ時期に意見募集を行いました。この周波数割当計画の一部変更案に関する意見は特にございませんでした。

以上、諮問第23号の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○笹瀬会長 小川課長、中村課長、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理

1件お伺いします。DECT方式に関して、当初の想定以上の増加が見込まれるということが記載されています。今後のニーズの見通しを立てるのは難しいと思いますが、今回の追加で、当分、例えば今後5年間程度の増加に対応できるものかどうか。その辺りの見通しに関して、コメントがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○小川移動通信課長 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、導入当初の普及予測を上回る台数の出荷がされているという状況でございますが、今回の周波数の増波によりまして、普及状況を鑑みまして、当面の周波数需要については対応できるものと考えてございます。

○大久保代理 大久保です。当面というのはいつまでとは、なかなか言いづらいたはと思いますが、現時点での見通しとして、今後数年内にさらなる対応は必要ないという判断ということでよろしいでしょうか。

○小川移動通信課長 御認識のとおりでございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。ニーズに対応した適正な改正及び変更だと思いますので、賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 林でございます。私も適切な改正及び変更だと思います。異存ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も適切な改正だと考えておりますので、異存ございません。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私から1点お聞きします。諮問22号で、4ページ目の図を見ていただくと、LTE方式を使うときに5MHzのシステムと10MHzがありますが、これは既に5MHzのほうは、高い周波数のほうはもう既に割り当てられているので、10MHzを使う場合に関しては少し詰めて送るという認識でよろしいでしょうか。

○小川移動通信課長 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、5MHzシステムと周波数を共用する形で、この10MHzシステムを使うということでございます。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、5MHzの場合に関しては、5MHzのユーザーが2人いるということで、少しガードバンドが入るが、10MHzの場合は、周波数はちょっとずらして、まとめて使うという理解でよろしいですね。

○小川移動通信課長 はい。御理解のとおりで結構でございます。

○笹瀬会長 分かりました。以上です。私もシステムとしては非常にいいシステムだと思います。

ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第22号、23号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案(2.4GHz帯小電力データ通信システムの技術基準の見直し)

○笹瀬会長 それでは、続きまして諮問第24号「無線設備規則の一部を改正する省令案(2.4GHz帯小電力データ通信システムの技術基準の見直し)」につきまして、小倉基幹通信室長から御説明よろしくお願いたします。

○小倉基幹通信室長 基幹通信室長の小倉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

諮問第24号について御説明させていただきます。

2.4GHz帯小電力データ通信システムの技術基準の見直しということでして、1の諮問の概要にありますとおり、令和4年の規制改革推進会議からの指示事項に対応するため、昨年度実施されました検討会、これの報告を踏まえて、2.4GHz帯小電力データ通信システムの技術基準を見直すという形で、無線設備規則の一部を、所要の改正を実施するということに関して諮問させていただき内容でございます。

こちらの施行期日に関しましては、速やかに改正するというところでございまして、意見募集の結果ということが下に書いてありますが、意見の提出は6件ございました。後ほど触れさせていただきます。

それでは、背景について御説明させていただきますので、2ページの資料をお開きいただければと思います。今回の技術基準の見直しの検討の背景でございしますが、昨年5月に開催されました規制改革推進会議における答申におきまして、日本と欧米における認証に必要な技術基準ですとか、試験項目等の差異

を特定して、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行うという実施事項が記載されました。

これを踏まえまして、昨年度、試験項目や測定方法等の差異についての検討会を実施し、さらに情報通信審議会の下でアドホックグループを設置して、技術基準の見直しに関して議論を進めまして、昨年度末に検討会の報告書として公表しております。

この2.4GHz帯の無線LAN等の認証手続について、その技術基準への適合性を示す試験等の代替手段として、欧州または米国の認証取得を目的として実施された試験データ等の活用可能性について、この検討会等で検証、調査を行ったという内容でございまして、その検討結果の概要が、資料3ページの表にまとめさせていただいております。

こちらにございます表の項目は2.4GHz帯の技術基準の項目でございまして、右から2つ目にありますとおり、技術基準について、見直しをするもの、削除可能としているもの、それから、引き続き必要としているものなどで分けてございます。削除可能としているもの等の考え方については、次のページで御説明させていただきますが、いずれにしましても、技術基準として必要としているものに関しましても、試験レポート等ですとか、試験データの活用によって効率化を図るといような対応を図ってございます。

それでは、見直しの考え方を4ページで御説明させていただきます。技術基準の基本的な考え方といたしましては、無線設備に関しましては、もちろん一定の基準や機能の要件を満たしていなければならないわけですが、その基準に達していなければ、他局への妨害が必至となりまして、厳格な基準が要求されます。

一方で、ITUですとかIEEEなどの規格と整合させ、国際的な調和を図って、また、技術の進歩に対応することも非常に大事だという形になります。

その上で、見直しの考え方でございますが、今回の見直し要望があった2.4 GHz帯を使用するのは、主に無線LANですとかBluetoothという内容でございます。この帯域におきましては、5GHz帯や6GHz帯とは異なりまして、気象レーダー等の重要無線、通信の相手方との調整、こういったものが少なく、かつ、基本的なISMバンド、代表的な例で言えば電子レンジ等でございますが、そういったところに利用されている帯域でございますので、実質的な影響の度合いは低いだろうということで、この技術基準も見直しを図るいい機会だということで、再検証を行ったという形でございます。

下、2段落にも書いておりますが、ほかの無線局への妨害排除など電波監理上の観点に重きを置きつつも、国民の恩恵になり得るかということで項目を検証させていただきまして、電波利用の秩序を維持するために必要な項目は残しつつも、干渉を与えるおそれが著しく少ない項目については可能な範囲で基準から削除するというような対応を図ったところでございます。

見直しの代表的な例ということで、分かりやすい例を下に書かせていただいております。空中線電力の許容偏差では、これまで上限下限を規定上設けていたという形になりますが、この上限の規定を、赤い丸にあるように、なくしてしまうと通信エリアが広がるということで、混信のおそれが高まるだろうという一方で、逆に下限の規定をなくしたとしても、通信エリアが狭くなって、そういった対応する商品が販売されることに関してはメーカーの御判断になるかと思いますが、他の無線局との共用には影響がないということで、こういった基準までは設定しておく必要がないということで、削除することを可能というような考え方を取っております。

以下は参考資料で、5ページから9ページにかけて、それぞれの項目に関して、見直しの考え方、それぞれについては説明を割愛させていただこうかなと思っておりますが、他のシステムへの干渉等が起きない、共用が可能であるというも

のかどうかという観点から、削除、見直し等の判断を実施しているものでございます。

参考資料の10ページをお開きいただければと思います。2.4GHz帯無線LAN等の試験方法の見直しということで、今回の設備規則の改正に合わせて試験項目も一部削除しておりますが、試験方法、試験項目の見直し等についても、またこれは告示等で実施していくという形になってございます。試験項目の見直しの例としましては、例えばキャリアセンス機能に関して試験時の入力信号を任意の変調に変更するということをも可能とするとか、一般的な事項の見直しということで、(2)②にありますとおり、電源電圧に関しても、試験機器の電源部に安定化回路の具備をしていれば、定格電圧のみの測定を可能とするというような見直しも図ってございます。

11ページに関しましては、規制改革推進に関する答申ですので、こちらも説明は割愛させていただきます。

12ページ以降でございますが、今回の省令案等に関する意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方でございますが、今回のパブリックコメントの対象としていた省令案に関しましては、基本的に御賛同いただいているというふうに我々は認識してございます。

資料17ページが参照条文、18、19ページ以降が諮問書、それから、省令の改正案になってございますので、こちらも説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上、諮問第24号の説明でございました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 小倉室長、どうもありがとうございました。

それでは、質問をよろしくお願ひします。

私から1点よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 今回の事案に関しては、これは2.4GHz帯で昔から使われている周波数、無線LANで使われている周波数帯ですが、無線LANは5GHz帯とか高いところも使われており、これらに関しては、別途検討するという理解でよろしいでしょうか。

○小倉基幹通信室長 御質問ありがとうございます。先ほど、資料の4ページのほうで2.4GHz帯、今回の改正の見直しを図った趣旨についても少し御説明させていただいたと思いますが、会長がおっしゃっていただいたように、5GHz帯、6GHz帯の見直しに関しては今後また、例えば6GHz帯に関しましては、今後、新たな帯域に関する拡張に向けた検討の中の過程において、今回の試験項目、基準の見直し等も含めた検討を改めて並行して検討していくというような形で、今回のような効率化の観点も含めて、今後、そういった検討の過程で見直しを図っていくことが適切であろうと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。ありがとうございます。今、2.4GHz帯はISMバンドなので広く使われていて、もともといろいろな、電子レンジとか、あちこちで使われているところで干渉を抑えるということなので、問題ないと思うのですが、5GHz、6GHzになると、気象レーダー等の地上の固定局等がありますので、干渉が多少問題になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

私から以上です。

それでは、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 適切な見直しだと思います。また、これからもこのような差異については、国際的な調和と、我が国の電波利用の状況等とのバランスの中で適切に対応して頂きたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からは特にございませんが、賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえた適切な見直しだと思います。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も見直しの内容自体には特段異存ございません。賛成いたします。

1点確認ですけれども、今回の技術基準の見直しによって、事業者のほうに過度な負担が生じることはないという理解でいいのでしょうか。その点だけ、念のために確認いたしたいと思います。

○内藤電波環境課長 電波環境課長の内藤でございます。今回の件は、既存の枠組みを大きく変えるものではございませんで、あくまでも、欧米の試験データも受入れ可能とするというものですので、これによって何か認証を申請する者にとって追加的な負担がかかるものではなく、むしろ、欧米でやった試験結果を日本にも流用できることによって認証試験費用の低減につながることを期待するものでございます。このため、負担の追加ではなく、むしろ軽減につながるものと考えております。

○矢嶋委員 どうもありがとうございました。

私からは以上です。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。ほかに質問等ございませんでしょうか。

それでは、諮問第24号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案（グローバルスターシステムへの対応）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第25号「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案（グローバルスターシステムへの対応）」につきまして、臼田認証推進室長から御説明をよろしく願いいたします。

○臼田認証推進室長 認証推進室長の臼田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、諮問第25号について説明させていただきます。

本件は、移動衛星通信システムであるグローバルスターシステムへの対応ということで、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案でございます。

1 ページ目の諮問の概要でございますが、御案内のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則につきましては、小規模な無線局に使用するための特定無線設備が、いわゆる技適証明、それから、工事設計認証、あるいは、技術基準適合自己確認をもちまして、適合表示無線設備となりますと、この無線設備に対して、包括免許等といった免許の特例を認めることで、免許手続の簡素化、それから、免許申請の負担の軽減というものを図り、製品の迅速な市場投入を図るものでございます。

そこで、今回、対応の話でありますけれども、グローバルスターシステムにつきましては、既に平成29年にそのときの事業参入のニーズを踏まえまして、無線設備規則で技術的条件が既に規定されております。それを踏まえまして、この証明規則におきましても、技術基準適合証明、それから、工事設計認証の

対象となる特定無線設備として、もう既に追加されております。

その後、昨今、海外におきまして、このグローバルスターシステムを携帯電話端末の中に収める、同一の筐体に収めて利用するという例が普及してきておりまして、このような事例が我が国においても同様の利用が想定されてきているところがございます。

このような状況を踏まえまして、今般、携帯電話等と同一の筐体に収められているグローバルスターシステムを技術基準の自己確認の対象設備である特別特定無線設備に追加する省令改正を行うものでございます。

それでは、具体的に中身の説明をさせていただきたいと思います。4ページ目を御覧くださいませ。こちらは、冒頭で説明いたしました基準認証制度の流れを可視化したものでございます。図の真ん中辺りに、③で技術基準適合自己確認という流れがあります。今回こちらにグローバルスターシステムを追加するといったものでございます。

続きまして、5ページ目でございます。この基準認証の対象となる特定無線設備といったものがどういったものがあるのかということでまとめたものでございます。表の左側に、主な特定無線設備ということで、携帯電話端末、PHS、それから、小電力データ伝送システム、いわゆる無線LANということで、2.4GHz帯であれば、Bluetoothも含めて対象となっております。衛星携帯電話につきましても、グローバルスター以外にも、N-STAR等の設備も対象になっております。

右側の表に行きますと、特定無線設備の中で、自己確認ができる設備として既に認められているものには、端末そのものとして、携帯電話、PHSというものが認められておりまして、携帯電話の中に、端末と同一の筐体に収められるものとして認められているものが、無線LANといったものが認められているということでございます。今回ここにグローバルスターシステムが入るかど

うかというのを検証していくということになります。

6 ページ目を御覧くださいませ。これはグローバルスターシステムというのがどういったものなのかというものです。平成29年に認めているものですが、こちらにつきましては衛星携帯電話というのと、それから、位置情報サービスで使う端末というのがそれぞれ認められております。携帯衛星電話につきましては、複信方式ということで、周波数は携帯の基地局、地球局の制御信号により自由に選択されるというものであって、位置情報の端末につきましては、単向通信方式ということで、周波数をあらかじめ設定されているといった形でございます。こちらにつきましては、特定の無線設備として、技術基準適合証明、または、工事設計認証が認められているといったところでございます。

7 ページ目をお願いいたします。こちらでグローバルスターシステムを自己確認の対象設備にするということで検証しております。冒頭から申し上げますが、既に証明規則では自己確認といたしましては、携帯電話端末、それから、携帯電話端末等と同一に収められている無線LANというものが自己確認であると先ほど以来御説明させていただきましたが、グローバルスターシステムにつきましては、まだ、自己確認の対象になっていないということで、このグローバルスターシステムが携帯電話端末に収められますと、グローバルスターシステムを除く部分につきましては、メーカーが自己確認できるんですけども、グローバルスターシステムの部分につきましては、登録証明機関で工事設計あるいは技適の証明を取得しなければならないということになります。そうしますと、時間や費用がかかってしまいますので、どうしても製品の迅速な市場投入ができなくなります。

自己確認の検証をするに当たりまして、左の四角に囲った検証事項、電波法の38条の33の規定で検証させていただきました。

グローバルスターシステムにつきましては、既に特定無線設備に入っております。

しかしながら、このシステム、先ほど単体、携帯電話端末等、それから、位置情報の端末を見ていただきましたが、衛星携帯の端末につきましては、携帯の地球局の支配下にありますので、他の無線局に混信を与えない構造になっているという形になりますが、位置情報の端末につきましては、自ら電波を自由に発射してしまうといったことで、どうしても他の無線局に影響を与える可能性が出てきてしまうといったことで、自己確認の1号設備に追加するということは適当ではないのではないかと考えております。

しかしながら、このシステムにつきましては、携帯電話の電波が届かないようなところ、山間部での利用が想定されますということで、他の無線局への混信が起きにくいということと、実際に携帯端末と一緒に同一に収められれば、既に無線LANでもそうですけれども、無線局の運用者と直接連絡が取れまして、発射の停止の指示が容易になるといったことができますので、他の無線局の運用を著しく阻害するような、また、妨害するようなおそれが少ないと考えております。

つきましては、グローバルスターシステムを特別特定無線設備の2号設備に追加することが適当であると考えているところでございます。

こちらの省令の改正の施行日は、公布の日を予定としております。また、意見募集につきましては、3件、来ておりますが、賛同するものということと、いずれも変更を要するものではないといった意見でございます。

以上、証明規則の一部を改正する説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等よろしくお願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な対応だと思います。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も賛同いたします。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私もこれに賛同いたします。ちょっと質問ですけれども、いずれはこういう衛星を使ったような、こういうシステムがもし携帯電話に入るようになると、順次、逐次、同じようなプロセスを行うということによろしいでしょうか。

○臼田認証推進室長 先生、どうも御質問ありがとうございます。衛星を使った携帯電話端末というのがこれからどんどん普及してくると思います。既に、衛星電話端末自身は証明規則の中でも規定されておりますが、携帯電話端末と一緒に収められるような動きというのは出てくるかと思えます。こういった状況下におきまして、総務省の内部でございますけれども、既に検討会を立ち上げていこうということで検討を始めておりますので、内部の検討、意見を集約しながら、必要な規則の改正等、環境整備を努めていきたいと考えております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。了解いたしました。

それでは、特にほかに御質問ございませんでしょうか。

それでは、諮問第25号は、諮問のとおり改正することが適当であるという

旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございます。

○臼田認証推進室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、次に、移ります。

報告事項（総合通信基盤局）

（１）周波数再編アクションプラン（令和５年度版）（案）

○笹瀬会長 ここからは報告事項です。

まず報告事項の１つ目、「周波数再編アクションプラン(令和５年度版)(案)」につきまして、中村電波政策課長から御説明よろしくお願いたします。

○中村電波政策課長 電波政策課長の中村でございます。

それでは、御報告事項ということでございまして、令和５年度版の周波数再編アクションプラン（案）について御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、２ページ目を御覧いただければと思います。平成１６年度以降でございますが、総務省におきましては、毎年、この周波数再編アクションプランをPDCAサイクルの一環として策定いたしまして、公表させていただいているものでございます。

本日ですが、概要版を使いまして、ポイントを絞って内容を御説明させていただきます。

３ページ目、おめくりいただければと思います。周波数の帯域確保目標に対する進捗状況について御説明させていただきます。令和３年８月に取りまとめられましたデジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書におきまして、５Gなどの携帯電話用をはじめといたしまして、２０２５年度末までに約１６GHz幅の無線の帯域確保を目指すことという目標を立ててございます。この目標に

対してでございますが、これまでのところ、約3GHz幅の帯域を確保したところでございます。

直近のものいたしましたは、御案内のとおり、700MHz帯におけます狭帯域のLTE-Advancedシステムシステムの導入によりまして、携帯電話向けということでございまして、3MHz×2、6MHz幅が追加されているところでございます。引き続き2025年度末の目標に向けまして、この後、御説明させていただきます各種の取組によりまして、帯域の確保に努めてまいります。

4ページ目を御覧いただければと思います。今年度のアクションプランにおけます重点的取組の概要を一覧としてまとめてございます。重点的取組といたしましては、全体で9項目ございます。このうち、今年度、新しく重点的取組として追加しているものが3番目、ドローンによる上空での周波数利用、さらには6番目にございます公共安全LTE、いわゆるPS-LTEの実現、これを新しい重点的取組ということで盛り込んでいるところでございます。具体的な内容につきましては、次ページ以降で御説明させていただきます。

5ページ目でございます。1点目、5Gの普及に向けた周波数の確保でございます。このページにおきましては、特に6GHz以下の取組についてまとめてございます。この箱の中、3つ目のポツのところでございますが、4.9GHz帯に関しましては、令和7年度末までに5Gに割り当てることとしてございます。このため、既存のシステムでございますFWA、これにつきまして、新たに登録できる期限を令和7年度末までとするということ。さらに、この4.9GHz帯におけます5Gの技術的条件に関しましては、本年度内を目途に取りまとめたいと考えてございます。

また、既存の無線システム、FWAにつきましては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行などにつきまして検討を進めてまいりたいというところでございます。

6 ページ目でございます。5 G 向け周波数のうち、6 G H z を超える周波数帯についてでございます。特にこの 2 6 G H z 帯、さらには 4 0 G H z 帯に 5 G を導入するということを検討しているところでございます。このため、特に具体的な周波数ニーズですとか、携帯電話事業者によります、割当て済みの近い周波数帯でございます 2 8 G H z 帯の活用状況を勘案しながら、令和 7 年度末頃を目途といたしまして、5 G への割当てを目指してまいると、そのため、今年度より技術試験を開始するという予定で考えているところでございます。

7 ページ目を御覧いただければと思います。大きな 2 つ目の取組、無線 L A N の高度化と周波数拡張でございます。

高度化の 1 つ目、6 G H z への広帯域無線 L A N の導入、I E E E 8 0 2 . 1 1 b e 規格とございますが、いわゆる W i - F i 7 を実現するものでございます。

9 月に情報通信審議会のほうで技術的条件につきまして答申をいただいたところでございますので、今後、制度改正案を作成いたしまして、本年度中を目途に制度整備を進めてまいる予定でございます。

また、このページ、2 つ目、5 G H z 帯、6 G H z 帯の上空利用の検討でございます。現在、この帯域につきましては、屋外での利用ができるものの、上空利用が認められていないということでございます。

次に御紹介する取組とも関連しますが、ドローンでの活用ということを念頭に置きまして、上空利用の拡大に向けまして検討を進めまして、今年度の末頃から順次、方向性を取りまとめてまいる予定でございます。

8 ページ目、御覧いただければと思います。大きな取組の 3 つ目、ドローンによる上空での周波数利用でございます。これまで携帯電話のうち、特に F D D 方式の携帯電話システムにつきましては、今年の 4 月に高度の制限、高さの制限なく、上空での利用を可能とするような制度整備を行ったところでござい

ます。今後、比較的高い周波数となりますが、TDD方式を採用しているような4Gですとか5Gなどにつきましても、上空での利用が可能となるよう検討を進めてまいります。また、5GHz帯、6GHz帯の無線LANの上空利用につきましても、先ほど御説明しましたとおり、今年度末から順次、方向性を取りまとめてまいる予定でございます。

9ページ目でございます。V2Xの検討推進ということでございます。このV2Xにつきましては、諸外国でも国際的に5.9GHz帯にV2Xを導入する方向で検討が進められているところでございます。我が国におきましては、特にこの5,895MHzから5,925MHzにおきましては、現在、放送事業用ということで割り当てられていることから、今後、既存の無線システムの移行先の周波数の確保ですとか、具体的な移行方策の検討、それから、隣接するシステムとの周波数共用条件等、こういったようなことの具体的な検討を進めまして、令和8年度中を目途にV2X通信向けの周波数割当てを行っていきたいと考えてございます。

10ページ目でございます。非地上系のネットワーク、NTNの高度利用でございます。1つ目といたしまして、いわゆるHAPSでございます。これまでも総務省におきまして研究開発を進めてまいりましたが、今年度からは他の無線システムとの共用検討といったような技術試験を開始してまいる予定でございます。

また、2つ目でございます非静止衛星と携帯電話との、いわゆる直接通信の早期実現に向けましては、国際的な調和も図りながら、技術的条件ですとか、免許手続の在り方につきまして、今年度以降、検討を加速化してまいる予定でございます。

11ページ目でございます。上段、公共安全LTE、PS-LTEというふうに我々は呼んでございますが、消防ですとか警察あるいは自衛隊といったよ

うな公共安全機関の円滑な情報共有を目指すシステムということでございまして、これまでも関係機関に御参加をいただきながら、マルチキャリア対応ですとか、災害時の優先電話など、災害時に特に必要と見込まれる機能、これを盛り込んだ技術実証を行ってまいりまして、来年度からの具体的なサービス開始といったようなことを目指してまいります。

また、このページの下段でございます公共業務用無線局につきましては、電波監理審議会におきましても、電波の有効利用の程度の評価を実施することとなったことを踏まえまして、令和5年度以降、当面の間、この電波の利用状況の調査、これを毎年実施いたしまして、きちんとその取組状況につきまして、フォローアップをしてまいる予定でございます。

12ページ目でございます。Beyond 5G、いわゆる6Gの推進でございます。これまでもBeyond 5G推進コンソーシアムといった団体におきまして、様々な取組を進めてございますが、令和6年には推進体制の見直しといったことを進めるほか、令和7年度に開催予定の大阪関西万博におきまして、「Beyond 5G readyショーケース」ということで展示を行いまして、6Gの実現に向けた取組をきちんとアピール、加速化してまいる予定でございます。

13ページ目を御覧いただければと思います。その他の重点的取組ということで、本年度の電波の有効利用の程度の評価におきまして、重点調査対象となっておりました無線システムにつきまして、評価結果を踏まえた取組ということで御紹介させていただいております。

まず、1点目、60MHz帯の同報系の市町村防災行政無線システムにつきましては、デジタル化が進んでいないような自治体に対しまして、このデジタル方式の導入を促すための働きかけを行うということと併せまして、デジタル化に当たっての課題などを具体的に明らかにするために、調査方法を工夫する

ことによりまして、この背景となる事情ですとか、そういったことを確認、把握することが重要であるといったような評価を頂戴いたしました。これを踏まえまして、令和6年度の調査に当たりましては、デジタル化に当たっての課題などの背景となります事情をきちんと確認、把握できるように、調査方法を十分に工夫してまいる予定でございます。

続きまして、VHF帯におけます航空移動業務用の無線についてでございます。新たな利用によりまして、無線局数ですとか通信量が増加するような場合には、免許人の方々と協力いたしまして、狭帯域対応設備の導入を促進することが望ましいということで、狭帯域化に向けたチャンネルプランの検討を着実に進めていくことが必要という評価を頂戴いたしました。

これを踏まえまして、令和7年度の大阪関西万博におきまして運航が予定されている空飛ぶクルマへの適用といったことを念頭に置きまして、今年度以降順次、先ほどの狭帯域化に向けたチャンネルプランの検討といったことを関係事業者の方々と調整してまいりたいと考えておるところでございます。

また、14ページ目でございます。重点調査対象以外につきましても評価結果を踏まえた対応というものを幾つか御紹介させていただいております。特に下から2つ目でございますが、都道府県の防災行政無線につきましては、アナログ方式の減少ほど、260MHz帯デジタル方式が増加していないということがございますので、実際の移行先につきまして実態を把握すべきというような評価をいただいております。

これを踏まえまして、令和5年度のアクションプランにおきましては、次回の調査、令和6年度の調査におきまして、免許人の周波数移行の方向性を適切に把握できるよう、調査方法といった部分の見直しを進めてまいる予定でございます。

また、一番下、中央防災ですとか、災害時連絡用の部内通信など、災害対策

用の無線システムについてでございますが、年に数回程度、訓練ということで電波を発射いたしまして、無線局が運用可能な状態にあるかどうか定期的に確認することが望ましいといった御評価をいただいております。これを踏まえまして、次年度の利用状況の調査内容の見直しを行っていきたいと考えてございまして、運用状況の適切な把握に努めてまいりる予定でございます。

15 ページ目は参考情報でございますが、これまでアクションプランと調査・評価の周波数区分の間で若干の不整合があったということがございますので、きちんと整合性を図るために、今般、アクションプランのほうと、調査・評価の周波数区分の見直しといったことも行っているところでございます。

最後、16 ページ目でございます。今後のスケジュールでございます。本日、令和5年度のアクションプランの（案）について御報告させていただきましたが、この後、11月上旬ぐらいまで意見募集を実施させていただきます。例年ですと100件を超えるようなたくさんの意見を頂戴いたしますので、十分な意見考慮期間を確保いたしまして、意見募集の結果も含めまして、12月の電波監理審議会のほうで御報告させていただければと考えてございます。

以上、駆け足で大変恐縮でございますが、令和5年度の周波数再編アクションプラン（案）についての御報告でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○笹瀬会長 中村課長、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしくお願いたします。

まず私から、最初にお聞きいたします。4 ページ目で、今回は特にドローン、公共安全LTE、PS-LTEの実現が追加されたということですが、3番目のドローンによる上空での周波数利用と、それから2番目の無線LANの高度化とは、かなり関係があるので、無線LANのほうも当然ドローンを使って上空を使う場合、何か制限はあるんでしょうか。例えば4 ページ目の表を見ると、

ページ数で言うと8ページです。8ページを見ると、重点的取組のところ、いろいろな周波数が、4G、5G、ローカル5G、それからBWA、無線LANとありますが、ここに関しては、特にウエートをかけずに全部見ていくという理解でよろしいですか。

それとも何かニーズと言うんですかね。こういうところで使いたいという要望があって、特に周波数によって見通しがきけばいいんですけども、上空といっても必ずしもいつも見通しがきくわけではないので、そういう面では周波数を切り替えたり、それから、使いやすい周波数があるので、特にニーズとか、それから、利用するものに関してドローンによる制限というか、そういうふうな、どの周波数を使いなさいと、そういう要求は何も今のところはあまり考えていないのでしょうか。

○中村電波政策課長 はい。ありがとうございます。8ページ目のところでございますが、例えば先生御指摘のとおり、ドローンに使う無線システムといたしましては、携帯電話のネットワークを使うような場合、あるいは無線LANのネットワークを使うような場合、その他の場合と、大きく言うと3つぐらいに分けられるのかなと思ってございます。特に携帯電話のシステムを使うような場合には、先ほどもちょっと申し上げましたが、FDD方式の場合には、もう既に上空でも利用できるように技術的条件が、整備が完了してございますので、今後はTDDでもきちんと使えることができるように、もちろん共用条件等の検討が必要でございますが、今後きちんと技術的条件の検討を進めてまいりたいと思っております。

また、5GHz帯ですとか6GHz帯の無線LANにつきましては、そもそも上空での利用ということがまだ想定されていないということで、技術的条件はまだございません。したがって、きちんと地上系システムとの共用といったことも含めまして、共用条件の検討などを行って、技術的条件の検討

をまず行ってまいる予定でございます。

したがいまして、まずはドローンに使えるようなシステムについての選択肢、これをきちんと広げていきたいということでございますので、特にこのシステム、この周波数帯で使いなさいといったようなことよりも、まずはできるだけユーザーの方々が使える選択肢を広げていきたいという趣旨でございます。

すみません。以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。よく分かりました。特に携帯と、それから、無線LANの場合は、システムは違いますし、それから使うニーズも違う。特にローカル5Gになると、もっと具体的なニーズがあると思うので、そういうことで選択肢を広げながら、いろいろなシステムでうまく対応できるように技術基準を決めていくという理解でよろしいですか。

○中村電波政策課長 御指摘のとおりでございます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ぜひここは重要だと思いますので、よろしく願いたします。

私から以上です。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 個別については質問や意見等はございません。私もまだ慣れていない面もあるので教えてください。非常に多岐にわたる取組事項、検討事項の御説明をありがとうございました。今後の取組や進捗に合わせた、振り返りや進捗確認あるいは結果報告は今後どのようなスケジュールで行われるのでしょうか。基礎的なところになりますが、教えていただければと思います。

以上です。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。概要資料の2ページ目のところ、周波数再編のPDCAサイクルというのを簡単にですが、御紹介させていただきました。本日御紹介させていただきましたアクションプランというのはまさしくアクションの部分ということで、何年までにどんなことを目指していくの

かということをお示ししたものでございます。委員御指摘のとおり、では、それがきちんとうまくいっているのかどうか。その振り返りといえますか、レビュー、チェックという意味では、この絵の中、左側でございますが、電波の利用状況の調査、評価といったことを毎年実施させていただいてございますので、こういった中で、きちんと無線局が十分に開設されているのか、周波数が有効に利用されているのか、そういったことをチェックさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○大久保代理 分かりました。利用状況調査評価の中で、全体の個別項目の振り返りも含めて報告されるという理解でよろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 はい。そういったことを考えてございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。電波というのは本当にどんどん必要となってきましたので、アクションプランに基づいて様々な検討をしていただきながら、例えば防災行政同報無線みたいなもののデジタル化がきちんと進んでいくように、何が歯止めになっているのかというのを検討していただくことにはなりますけれども、そういうのが進んでいけばいいなと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。4ページで一覧になっている重点的取組というのは、いずれも時宜を得たものでありますので、その着実な進捗を期待したいところではございますけれども、1点、個別のところ、資料9ページの

V2Xの検討推進につきましては、これは既存免許人が存在しますことから、新たに検討される移行スキームの早急な策定とともに、過去の移行スキームの例も参考にしながら、既存免許人との意見交換であるとか、あるいは調整をしっかりとさせていただいて、円滑な移行が進むようお願いしたいと存じます。これはコメントでございます。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。ここの中では、すみません。十分に御説明できませんでしたが、今ちょうど来年度に向けた予算要求ということを行っているところでございます。この中で、こういった周波数の再編移行に伴う必要な費用につきましての予算要求も行っているところでございます。特に5.9GHz帯におけます放送事業用のシステムがほかの周波数帯に移っていただくために必要な費用ということが、まさしく予算要求の目玉にもなっているところでございますので、既存の事業者の方々に迷惑がかからないような形でスムーズな移行が進むように役所としてもいろいろと必要な方策を打ってまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○林委員 よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 詳細な御説明をありがとうございます。大変多岐にわたって、緻密な取組をなさっていらっしゃる感謝申し上げます。

1点、質問というか、3ページ目ですけれども、周波数の帯域確保目標というのが出てくるわけで、これからまだ達成できていないところを令和7年度末に向けて、取組内容及び方針などをお示しいただいたと理解しておりますが、現時点でこの達成のために障害となるような、ないしは懸念されているような状況、ないし事情といったものがもしあれば教えていただければと思います。ないならないで、それで結構なことだと思っております。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。全体が16GHz幅で、これまでのところ3GHz幅というようなことで、パッと見、大丈夫かというような御心配も少しいただいているのかなと思ってございます。実は今年の11月でございますが、国際的に見ますと、世界無線通信会議という、これは4年に一遍開催されますITUの会議でございますが、ここの中で、やはり全世界的に、携帯電話ですとか衛星通信用の周波数をどうやって増やしていくのかといったような議論がなされる予定でございます。当然こういったようなことを契機といたしまして、十分、この目標に近づく、目標を達成できるような形に持っていけるのではないかとこのうに我々は考えているところでございますが、きちんと目標を達成できるように、引き続き我々としても努力させていただければと考えてございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○中村電波政策課長 ありがとうございました。

(2) 令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、報告事項の2つ目です。

報告事項、「令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果」につきまして、入江移動通信企画官から御説明よろしくお願

たします。

○入江移動通信企画官 移動通信課の移動通信企画官の入江でございます。御報告事項その2ということで、「令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果」について、御報告させていただければと思いません。資料につきましては、概要版と本体資料を御用意しておりますけれども、概要版を使って、ポイントを絞って御説明できればと考えております。

2ページ目を御覧ください。電波の利用状況調査の概要でございます。電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行いまして、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表するものとされております。この資料中、中央上の破線で囲まれた囲みのところでございますけれども、今回の調査につきましては、左側の電気通信業務用基地局というところでございまして、携帯電話と全国BWAの調査を実施したものとなります。これは毎年行っております。

調査の結果でございますけれども、その後、公表と報告をされまして、評価の案の検討を調査結果に基づきまして、電波監理審議会において御議論いただく、御検討いただくということでございまして、評価結果の公表ということで、下のほうでございますけれども、プロセスとしてはそういった手続になってございます。

3ページ目を御覧ください。有効利用評価方針の概要ということでございまして、今回の報告対象は、評価の方法等のところで、(1)と(2)、そして、(3)でございますけれども、今回は(1)の電気通信業務用基地局に係る評価のための調査ということになってございます。この赤枠の囲みの中の下のほうですけれども、認定が満了した周波数帯等、認定の有効期間中の周波数帯等に分けて、それぞれ実績評価と進捗評価を評価方針に基づいて評価いただくのでございますけれども、そのためのバックデータということで、今回の調査を

行ってございます。

4 ページ目を御覧ください。有効利用評価方針に基づく周波数帯の分類でございますけれども、今回は2つのカテゴリーに分けさせていただいております。開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯、または開設計画の認定にかからない周波数帯として、700MHz帯から2.5GHz帯まで列挙してございます。

(2)、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯として、以下の周波数帯を周波数帯ごとにデータを収集したというものになってございます。

5 ページ目を御覧ください。電気通信業務用の無線局ということでございますけれども、現在、電気通信業務用としては、携帯電話事業者、そして、全国BWA事業者、計7社に周波数の割当てを実施してございます。各社に割り当てられた周波数については下の表のとおりということになってございまして、これについては昨年の報告と変わってございませぬので、御参考ということで紹介させていただいております。

6 ページ目を御覧ください。基地局数の調査結果となっております。これはアップデートされまして、今回の調査の時点でございますけれども、今年の3月末時点のデータを収集してございます。

この下の表でございまして、右下の表、右下の数字を御覧ください。合計値でございまして、5G、4G、高度化、BWA、そして、3Gというふうにカテゴリーでそれぞれ赤い字で数字を書かせていただいておりますけれども、5Gにつきましては、約17万局ということで、前年度比プラス8.2万局、増えてございます。

一方、一番下の3Gのところでございますけれども、24万局ということで、主に3Gは一部の事業者では既にサービスを終了しているシステムでございますので、そういったこともございまして、前年度比、6万局の減となっております。

います。ただ、全体としては、マイグレーションで減っている数字以外は、計画どおり、順調に数が増えているという状況でございました。

7 ページ目を御覧ください。7 ページ目、周波数帯ごとの人口カバー率の調査結果を御参考として掲げさせていただいております。それぞれ4 G、5 Gということで、カテゴリーに分けて数字を掲載させていただいております。

8 ページ目を御覧ください。3.7、4.0、4.5、28GHz帯といろいろ書いてございますけれども、5G用周波数のカバレッジの調査結果となっております。令和元年の4月に割り当てた5G用周波数、令和3年4月に割り当てた1.7GHz帯東名阪以外の5Gの高度特定基地局と、あと、5G基盤展開率についての表になってございます。いろいろ細かい数字がございましてけれども、開設計画時以上に進捗しているとデータとしては読み取れるということになってございます。

9 ページ目を御覧ください。先ほど2つのカテゴリーに分けて、周波数帯ごとにデータを収集しましたという御説明を申し上げましたけれども、それ以外に、周波数を横断した調査を昨年度と同様、調査してございます。そのうちの幾つかを御紹介させていただければと思ひまして、ここではインフラシェアリングの取組に関する調査結果を概要版の中に入れてさせていただいております。

インフラシェアリングの利用でございましてけれども、昨年度と比較して、数字としては大きく増加しているとデータからは読み取れるかなと思っております。一番下の棒グラフでございましてけれども、5G基地局におけるインフラシェアリング実施数の地域別割合ということで、左が東京23区、水色ですかね。グリーンが政令指定都市、濃い青が中核市、その他が、ルーラルエリアが主だと思っておりますけれども、茶色ということでございまして、割合としては都市部とルーラルエリアの両方でインフラシェアリングが行われているということが、この棒グラフから分かるかなと考えております。

10ページ目を御覧ください。データトラフィックの調査結果でございます。トラフィックにつきましては、先ほど申し上げました3Gのようなマイグレーション中で減っているものを除きまして、全体として、データトラフィックは伸びているということがこの棒グラフから分かるかと考えております。

11ページ目を御覧ください。これは昨年度の調査ではなかった項目でございます。SA方式の基地局数の調査結果となっております。これが入った経緯について、簡単に御説明したいと思います。昨年度の携帯電話等の有効利用評価結果で、課題として提起された幾つかの項目がございまして、そのうちの一つに、5GSAの導入に係る調査ということが項目として指摘されております。

具体的には、総務省に対しまして、利用状況調査の対象に5GSAの導入状況を加えることを検討、要請するという内容になってございまして、総務省として検討いたしました結果、今年度の調査から、このSA方式の基地局数を調査しようということで項目として入れさせていただきまして、結果としては下の表のとおりとなっております。

また、キャリアによっては法人向けの5GSAのサービスは比較的昔からやっており、最近、一般向けにもサービスを開始した事業者がございましたけれども、5GSAについてはまだ黎明期ということなのかと思っております。数字については少しずつという形なのかと考えており、今後の推移を見守っていくということが大事なのかなと考えてございます。

以上、駆け足になりましたけれども、令和5年度の携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について報告させていただきました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願いたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 9ページのインフラシェアリングについて、各社によってかなり数が違います。ドコモ、KDDI、ソフトバンクというところで比べても差分が大きい。これは何か基本的なところで仕組みが違う等の背景があるのでしょうか。

○入江移動通信企画官 御質問ありがとうございます。インフラシェアリングの形はいろいろございますけれども、例えばKDDIとソフトバンクは、2社で5G JAPANという組織をつくっております、2社で共同してインフラシェアリングを進めていくという取組を行っております。そのほか、ドコモとか、KDDIも一部入っていますけれども、一般のインフラシェアリング事業者と連携してやっているものもございます。なので、違いとしては、いろいろな要素、インフラシェアリングに対する考え方の違いというものもあるかなと思っておりますけれども、具体的な例といたしましては、KDDIとソフトバンクのような共同の組織をつくって、インフラシェアリングを進めていこうという動きもあって、そういった各社のインフラシェアリングに対する姿勢の違いなのかなと考えてございます。

○大久保代理 よく分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 ほかにございますでしょうか。

では、私からも同じ質問よろしいでしょうか。ドコモのほうはもともとかなり基地局をつくる場所があって、自社で頑張っていて、KDDIとソフトバンクに関しては今言ったように、一緒につくったほうが安いということで進んでいったと思うんですけど、楽天モバイルはどうなんでしょうか。かなりインフラシェアリングは少ないんですけど、これは自分で基地局を打っているという理解でよろしいですか。

○入江移動通信企画官 御質問ありがとうございます。楽天モバイルは、基本

的には自社で打っている場合がまだ多いのかなと思っています。基地局の形態も、彼らは仮想化という仕組みを使って置局しておりますので、そういった基地局に対するやり方の違いのほかに、インフラシェアリング事業者に頼むのと、自分でやるのと比較考量して、自分で置局するほうが安いという判断をしているという面もあるのかなと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。これは部会で評価していくことになると思いますので、またお話を聞かせていただきながら勉強していこうと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 林です。1点だけ。私も9ページのインフラシェアリングのところについてでございますけれども、今回は5Gの基地局に限定しているということかと存じますが、理想的には4Gも含めた評価を実施するということが望ましいのではないかと思います。ただ、必要なデータを十分かつ効率的に取得するというのが現状では難しいと思いますので、そのことを踏まえて、現状では5G基地局にせざるを得ないというのは十分理解できるところでございます。この点は今後の検討課題ということで理解してよろしかったでしょうかということの確認でございます。

以上です。

○入江移動通信企画官 ありがとうございます。先生御指摘のとおり、4Gのインフラシェアリングにつきましては、各事業者がシステム上、情報を把握しておりませんので、実際、基地局の設計図等も見ながら判断していかないと、

インフラシェアリングをどういう形でやっているのかということも分からないということは聞いてございます。ただ、今後の検討課題として、4Gのインフラシェアリングについても重要であるという御指摘は、御指摘のとおりでございますので、実現可能性という問題はあるのかもしれませんが、総務省側としても4Gのインフラシェアリングで何か調査できないかというのは検討していきたいとは思ってございます。

○林委員 よろしくお願ひします。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、矢嶋先生はいかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私もインフラシェアリングについて質問があったんですが、ちょうど皆様の御質問と、それへの御回答で理解いたしましたので、追加の質問はございません。また、有効利用評価のほうで検討結果を拝見いたしたいと思っております。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、今後は有効利用評価部会について評価案の検討をお願いしたいと思ひます。林部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。これはデータ調査結果、今回のデータトラフィックとか、SA方式、インフラシェアリングという、こういうデータの調査結果をまとめていただひていますが、少し中身が分かりにくい面もあると思ひますので、ぜひ評価案の検討に関しましては、必要に応じて携帯電話事業者等からヒアリングもお願ひしたいと思ひます。また、電波監理審議会が有効利用評価を実施して公表するまでの間、審議内容については慎重に取り扱う必要があると思ひますので、本報告に関する議事録等は評価後に公表したほうがいいと思ひますので、そうさせていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

林部会長、いかがでしょうか。

○林委員 おっしゃるとおりかと存じます。しかと承りました。

○笹瀬会長 それでは、もう一度繰り返します。1点目は、この調査結果に関して、部会で、特別委員の方と一緒に議論していただいて、結果だけで分からない場合はこのデータについて総務省の方からもうちょっとデータの意味を伺い、それでも分からない場合に関しては、携帯電話事業者等から具体的にヒアリングして聞くということにさせていただきたいと思います。

それから、審議内容に関しては、評価後に公表ということで、それまでは公表を行わず、具体的なやり方に関しましては、林部会長のほうで、よりよいヒアリングや進め方について、御検討よろしく願いいたします。

○林委員 かしこまりました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、本報告事項につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございました。

(3) 700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、報告事項の3つ目です。「700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始」につきまして、これは入江移動通信企画官から御説明よろしく願いいたします。

○入江移動通信企画官 引き続きまして、御報告させていただきます。移動通信課の入江でございます。よろしく申し上げます。

では、3つ目の報告事項でございますけれども、「700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開

始」という資料に基づいて、御説明させていただければと考えております。

まず、資料2ページ目、一枚おめくりいただきまして、700MHz帯における3MHzの周波数割当てについて、概要をまとめさせていただいております。700MHz帯は、広いエリアカバーが可能な、いわゆるプラチナバンドでございます。携帯電話への割当てに向けて、情報通信審議会において既存システムとの共用条件を検討していただいております。本年秋頃の周波数割当てに向けて、8月29日に割当方針、開設指針を制定するとともに、8月29日から9月29日までの間、事業者から、開設計画の申請を受け付けてございます。なので、今現在は、開設計画の申請受付期間中であるということになってございます。

この開設指針の案につきましては、7月31日の電波監理審議会に諮問させていただきまして、適当である旨、御答申いただきましたので、官報に掲載して、この開設指針に基づいた開設計画の申請を募集しているというステータスでございます。

資料3ページ目を御覧ください。今後の流れも含めて、スケジュールを可視化したものが周波数割当ての流れとなっております。今現在、真ん中の赤枠で囲まれている開設計画の申請受付、8月26日から9月29日までというフェーズになってございますが、今後、申請がございましたら、申請の審査をいたしまして、絶対審査、複数社の申請があった場合には比較審査を行い、電波監理審議会への諮問の準備をするということで、総務省としては段取りを考えております。その後、御答申いただきました場合には、開設計画の認定を総務大臣が行うという段取りになってございます。枠としては1社なので、携帯電話事業者1社に対して割当てを行うということになってございます。

4ページ目からは、絶対審査基準、比較審査基準と資料に入っておりますけれども、これは7月31日に電波監理審議会で開催指針について議論をいただ

いたときに、(案)として提出させていただいたものが、(案)が取れたという形になってございますので、御参考までということで説明は割愛させていただきたいと思います。

一番最後に報道資料がついてございます。これにつきましては、受付開始のとき、8月29日のときの報道資料をつけてございますけれども、私からの報告事項と特段、追加で説明する内容はございませんので、これも御参考という形にさせていただければと思います。

以上、駆け足になりましたけれども、私からの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。

○林委員 林でございます。会長、1点、発言させていただいてよろしゅうございましょうか。

○笹瀬会長 どうぞ。お願いします。

○林委員 ありがとうございます。大変恐れ入ります。今回の割当ての審査に当たりまして、電波監理審議会として事業者ヒアリングを実施する予定はあるかについて確認させていただきたいと思います。この点、もし御検討中ということであれば、できればぜひ実施していただきたいと思います。

さらに追加の要望で恐縮でございますけれども、もしヒアリングが実施可能だということであれば、ヒアリングという性格上、事業者をお招きして、リアルもしくはハイブリッドによる会議開催にしてはどうかと思いますので、併せて御検討いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員からの御提案、非常にいい御提案と思います。

大久保会長代理、いかがでしょうか。まず、説明自体の質問、御意見と、そ

れから、ヒアリングするかどうかに関しての御意見と、それから、ヒアリングする場合に関して、対面もしくはハイブリッドで行うことに関する林委員からの御提案、これについてお答えいただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○大久保代理 全体および今回の開設申請の対応については、特段の意見等はありません。本件は非常に重要な案件であり、社会等からも注目されている案件だと思います。林先生の御提案のとおり、しっかりとプロセスを踏むという意味で、直接的に申請者からいろいろな考え方を確認する場があった方がよいと思います。林先生の御提案に私は賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。御説明ありがとうございました。特に質問はございません。それから、ヒアリングはぜひ実施していただきたいと思っています。これまでもさせていただいていると思いますし、今回のこの割当ての周波数を十分に生かして、どういうふうに使っていけるのかというところはぜひ直接お伺いしたいと思っておりますので、対面もしくはハイブリッドでという御提案に賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私もこの認定申請の受付を開始された点については、大変順調に進んだと理解しておりまして、喜ばしい結果だと思っております。実際に事業者選定に当たりましては、ヒアリングするという林委員の御提案には私も賛成いたします。方式については御一任いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。各委員の先生方からの御賛同を賜りました。それから、会長の御賛同を賜りまして、誠にありがとうございます。会長及び委員の先生方から御賛同いただきましたので、事務局におかれましては、このような方向で進めいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、私から。ヒアリングはぜひ実施すべきだと思いますけれども、対面ができれば対面で、もしくはハイブリッドでよろしく願います。

事務局にお伺いしたいんですけども、まだ申請受付中ですが、どういう状況かはここで話しいただけるのでしょうか。それとも、まだ分からないのでしょうか。

というのは、この後、ヒアリングをすとした場合にヒアリングの仕方が随分変わってくると思いますので、事務局のほうで何か御意見等ございますか。

○松田幹事 ありがとうございます。事務局の松田です。応募の状況については、まだ締切り前でございますので、はっきりしたことは言えない状況かと思えます。いずれにしましても、ヒアリングに向けまして、段取り等を調整させていただきたいと思えますので、今後、やり方等、御相談させていただきつつ、進めさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。これはあくまでヒアリングですよ。そこで、どちらがいいかという、そういう判断をする必要があるのでしょうか。

○松田幹事 いえ、あくまでもヒアリングでございます。

○笹瀬会長 ヒアリングだけですね。実際は、絶対評価に関しては、総務省のほうでやっていただいて、比較審査に関しても総務省の中で行うという理解でいいですね。

○松田幹事 はい。審議会におきまして、別途諮問させていただいて、電監審のところへ答申いただくという流れになっております。

○笹瀬会長 それでは、申請者に関するヒアリングを実施するという点に関しては、大方、同意が取られたと思いますので、実施することにいたしたいと思います。また、やり方に関しましては、委員の方の御都合も踏まえながら、全員対面か、もしくは部分的なハイブリッドで行うということで、電波監理審議会としてヒアリングを実施するという点にしたいと思います。あと、この場合は臨時の電波監理審議会を開催して行いますので、開催の日時や実施方法につきましては事務局において調整をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

○松田幹事 かしこまりました。調整させていただきたいと思います。

○笹瀬会長 それでは、この報告事項に関してはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

林委員、どうも御提案ありがとうございました。

○林委員 ありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、以上で総合通信基盤局の議事を終了いたします。

総合通信基盤局の職員の方は御退室よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日の会議はこれにて終了いたしますが、答申書につきましては、所定の手続を行っていただいて、事務局から総務大臣宛てに提出

をよろしく申し上げます。

それから、次回の定例会の開催は、平和5年10月23日15時からを予定しておりますけれども、別途、今お話ありました、「700MHz帯移動通信システムの特定基地局開設計画に係る申請者のヒアリング」の実施につきましては、事務局から改めて連絡をさせていただきますので、御対応よろしく願いいたします。

事務局から何か追加のコメント等ございますか。

○松田幹事 事業者ヒアリングにつきましては、後ほど、調整して御連絡差し上げたいと思いますので、その際にはよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、本日の審議会を閉会といたします。どうも長い時間ありがとうございました。